



## 警察との連携を視野に入れた「いじめ対応」

文部科学省は令和5年2月に、国公私立学校や学校設置者を対象とした通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携の徹底について」を出しました。

全国的にいじめの認知件数は年々増加しており、学校だけで解決することが困難なケースも増えています。そのような状況の中、令和5年2月に文部科学省は「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通知を出しました。その中で、いじめの中でも重大な被害の恐れがある場合などは警察に相談するよう改めて求めるとともに、警察への相談がありうることを平時から保護者に周知するよう要請しています。

文部科学省のまとめによると、令和3年度に認知したいじめは615,351件。このうち、警察に相談・通報したのは0.2%でした。通知は学校や学校設置者が法律に基づいた対応を徹底しておらず、いじめを苦にした被害者の自殺など最悪のケースを招いた事案もあると問題視しています。また犯罪・触法行為として扱われるべき事案など、学校だけでは対応しきれない場合にも、生徒指導の範囲内と捉えて学校だけで対応し、警察に相談・通報することをためらっているとの指摘もあるとして、考え方を改めるべきとしました。中でも児童ポルノ関連は、匿名性や拡散しやすさゆえに一刻を争う事態も生じると警告しています。



以下に警察に相談すべき事例を記載します。

### 警察に相談または通報すべきいじめの事例

学校で起こりうる事案の例	該当しうる犯罪
○ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。 ○無理やりズボンを脱がす。	暴行（刑法第208条）
○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。	傷害（刑法第204条）
○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	強制わいせつ （刑法第176条）
○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。	恐喝（刑法第249条）
○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ○財布から現金を盗む。	窃盗（刑法第235条）
○自転車を壊す。 ○制服をカッターで切り裂く。	器物損壊等 （刑法第261条）
○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	強要（刑法第223条）
○本人の裸などの写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	脅迫（刑法第222条）

○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。	名誉毀損、侮辱（刑法第230条、231条）
○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。	自殺関与（刑法第202条）
○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿の写真・動画を撮影して送るように指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 ○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 ○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 ○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。	児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）
○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。	私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）

警察等との連携については、年度当初に保護者に周知しておく必要があります。周知文書の例を掲載しますので参考にしてください。なお、本文書作成につきましては、丹波篠山市中学校長会にご協力いただきました。

### 保護者向け周知文書の例

#### 児童・生徒の問題行動の未然防止と対応について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育推進にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本校におきましては、人間的なふれあいを基にした指導を大切にするとともに、家庭・地域・関係機関と連携しながら問題行動の未然防止・早期発見・早期対応に努めてまいります。また児童・生徒一人一人が安全で安心な学校生活を送り、規律ある態度で主体的に学習や行事に取り組むことができる教育環境を保障するために、「社会で許されないことは、学校でも許されない」という規範意識を大切にしながら、問題行動に対して毅然とした対応をとってまいります。

つきましては、次のような事案が発生した場合には、下記のように関係機関と連携して対応・指導にあたりますので、ご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 対教師暴力、生徒間暴力が発生した場合

暴力行為は絶対に許されない行為であるという認識のもと、原則として被害届を提出し、関係機関（警察等）にも支援を依頼します。

##### 2 重大ないじめ事案が発生した場合

いじめは絶対に許されない行為であるという認識のもと、関係機関（警察・市教育委員会・市役所等）に報告し、支援を依頼します。

##### 3 暴言、指導不服従がある場合

人権侵害や脅迫的な発言等については厳しく指導します。指導に従わない場合は保護者に連絡を取って来校願うなど、家庭と緊密に連携しながら指導します。

##### 4 器物損壊のあった場合

器物損壊は絶対に許されない行為であるという認識のもと、原則として被害届を提出し、関係機関（警察等）にも支援を依頼します。また学校、教職員及び生徒の持ち物に被害が生じた場合には、生じた被害の弁償を求めます。

##### 5 授業妨害、授業エスケープがある場合

授業エスケープをしている時は、授業に戻るよう指導します。授業妨害については他の児童・生徒の学習権を侵害する行為ととらえ、厳しく指導します。指導に従わない場合は保護者に連絡をして来校願うなど、家庭と緊密に連携しながら指導します。

##### 6 家庭での虐待が疑われる場合

虐待が疑われる場合、学校はこども家庭センターや警察に通告・通報する義務があると法律で定められています。通告・通報は法に従った対応であることをご理解ください。

